

2025年10月吉日

損害保険ジャパン株式会社

弁護士傷害補償プラン（傷害総合保険） 改定のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では2025年10月1日保険始期のご契約から、改定を実施いたします。下記のとおり改定内容をご案内いたしますので、本改定について、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心より祈念申し上げます。

敬具

記

1. 対象のご契約

種 目：傷害総合保険

保険始期：2025年12月1日

2. 改定内容

改定項目	改定概要
傷害保険等の保険料改定	2024年6月に傷害保険の参考純率 ^(※) が改定されたことを受け、傷害保険等の保険料を見直します。ご契約条件により、保険料が引上げになる場合と引下げになる場合がございます。 (※) 参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である損害保険会社から収集した大量の保険データの分析に基づいて算出したものであり、会員である損保ジャパンでは、その精度の高さからこの参考純率を用いて保険料を算出しています。
「ゴルフ関連特約」の保険料改定	ゴルフ関連特約において、お支払いする保険金の額が高水準でこれまで推移してきており、慢性的に損害率が高い状態となっています。今後もお客さまへ持続的にサービス・保険制度を提供するため、特に支払保険金増加が著しい一部の特約について保険料の引上げを行います。 引上げの対象となるのは、以下の特約となります。 ＜対象種目＞ ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
通院（みなし通院）の見直し	ケガによりギプス等を装着した場合のみなし通院の規定を自賠責保険の支払基準に合わせます。
「保険金を支払わな	「保険金を支払わない場合」に、指定薬物（いわゆる危険ド

い場合」の規定明確化	ラッグ)を含むことを明確化します。
「個人賠償責任補償特約」の約款改定	個人賠償責任補償特約の免責事由（保険金をお支払いしない場合）について改定します。 ・環境汚染に起因する事故を免責から除外します。 ・受託品について、用語の定義で定義されているため免責事項から文言を削除し明確化します。 ・道路交通法の改正内容を踏まえ、免責事由である「車両および船舶の所有、使用、管理」に起因する事項における「車両」の注記を明確化します。
「個人賠償責任補償特約」の補償拡大	日常生活の定義を変更し、家庭菜園等の不動産管理に起因する賠償事故を補償対象とします。
「弁護士費用総合補償特約」の支払基準の改定	弁護士費用保険金算定基準の報酬金に関する規定について、下限を20万円とし、また、経済的利益が0円となる場合は報酬金を支払わないことを明記します。

以上

このご案内は主な改定の概要を説明したものです。詳細は下記のお問い合わせ先までご照会ください。

■取扱代理店

全弁協ホームページ掲載の各都道府県の取扱代理店
にお問い合わせください。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL：050-3808-5528

<受付時間>

午前9時から午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）